



8:30受

令和 6 年 8 月 26 日

若桜町議会議長 山根 政彦 様

若桜町議会議員 (4 番)

山本 安雄



一般質問の通告について

次の事項について、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により質問の通告をいたします。

記

質 問 事 項	質 問 要 旨 (具体的に)	質問の相手
1 働く環境整備 について	(1) 8 月 19 日平井鳥取県知事が日本記者クラブで人口減に歯止めをかけるためには「若い女性の働く環境や暮らしやすい社会づくり」に対するアプローチの必要性を説かれました。若桜町にとっては高いハードルで、活発に活動している移住者と就職、進学を控えた町内の若者との交流会を開催し新たな発見を促す事や、若者・女性の声を直接聞く機会を設けてはと考えますが町長の所見を伺います。	町 長
	(2) 男女や年齢に限らず働く環境の整備は必要です。人材不足の時期でもあり、男女共同参画プランにもある環境整備に意欲を有する企業等の支援・多様な働き方の導入に向けた取り組みの支援や情報の提供、ライフワークバランスの推進など町長部局としても積極的に推進する必要があると考えるが町長の考えを伺います。	町 長
2 自治基本条例 (仮称)の制定について	(1) 第 10 次若桜町総合計画が令和 4 年 7 月に策定されました。策定趣旨には「住民一人ひとりがまちづくりの主役となり、豊かな自然と歴史の中で住民同士の絆を強め、町外からも多くの人を訪れ、交流し、移住し、地域経済が循環し、住民の皆様がいつまでも楽しく幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念に推進していきますとあります。まちづくりには住民参加が必要であり基本的な考え方やルールが必要と考えます。自治基本条例(仮称)の制定について町長の所見を伺います。	町 長